松戸市個人情報の保護に関する法律施行条例の制定について

松戸市個人情報の保護に関する法律施行条例を別紙のように定める。 令和4年12月7日提出

松戸市長 本郷谷 健 次

提 案 理 由

個人情報の保護に関する法律が地方公共団体の機関に対して直接適用される ことに伴い、同法の施行に必要な事項を定めるため。

松戸市個人情報の保護に関する法律施行条例

目次

第1章 総則(第1条・第2条)

第2章 個人情報の取扱い(第3条・第4条)

第3章 開示、訂正及び利用停止

第1節 開示(第5条-第8条)

第2節 訂正(第9条)

第3節 利用停止(第10条)

第4節 審査請求 (第11条・第12条)

第4章 松戸市個人情報保護審議会

第1節 設置等(第13条-第16条)

第2節 審査請求に係る調査審議(第17条-第21条)

第3節 施策等に係る調査審議 (第22条・第23条)

第4節 委任(第24条)

第5章 雑則(第25条)

附則

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号。以下「法」という。)の施 行に関し必要な事項を定め、もって市の機関の保有する個人情報の適正な管理を図り、市民の基本的人 権を擁護することを目的とする。

(用語)

- 第2条 この条例で使用する用語は、法及び個人情報の保護に関する法律施行令(平成15年政令第50 7号)で使用する用語の例による。
- 2 この条例において「市の機関」とは、法第2条第11項第2号に規定する地方公共団体の機関に該当する市長、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会、水道事業管理者、病院事業管理者及び消防長をいう。

第2章 個人情報の取扱い

(谪正管理)

- 第3条 市の機関は、個人情報の適正な取扱いを確保するため、管理者を定めるとともに必要な措置を講じなければならない。
- 2 市長は、市の機関による個人情報の取扱いに係る総合的な調整を図るため総括管理者を定めなければ ならない。

(公表)

第4条 市長は、市の機関による個人情報の取扱い状況を毎年1回公表しなければならない。

第3章 開示、訂正及び利用停止

第1節 開示

(開示請求書)

第5条 開示請求書には、法第77条第1項各号に掲げる事項のほか、別に規則で定める事項を記載する ことができる。

(開示決定等の期限)

- 第6条 開示決定等は、開示請求があった日の翌日から起算して 14 日以内にしなければならない。ただし、法第77条第3項の規定により補正を求めた場合にあっては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。
- 2 前項の規定にかかわらず、市の機関は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規 定する期間を 30 日以内に限り延長することができる。この場合において、市の機関は、開示請求者に対 し、遅滞なく、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。

(開示決定等の期限の特例)

- 第7条 開示請求に係る保有個人情報が著しく大量であるため、開示請求があった日の翌日から起算して 44 日以内にその全てについて開示決定等をすることにより事務の遂行に著しい支障が生ずるおそれが ある場合には、前条の規定にかかわらず、市の機関は、開示請求に係る保有個人情報のうちの相当の部分につき当該期間内に開示決定等をし、残りの保有個人情報については相当の期間内に開示決定等をすれば足りる。この場合において、市の機関は、同条第1項に規定する期間内に、開示請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。
 - (1) この条の規定を適用する旨及びその理由
 - (2) 残りの保有個人情報について開示決定等をする期限 (手数料等)
- 第8条 法第89条第2項の規定により、市の機関に対し開示請求をする者が納めなければならない手数 料は、無料とする。
- 2 法第87条第1項の規定により、保有個人情報を記録した文書又は図画の写しの交付(電磁的記録にあっては、これに準ずるものとして規則で定めるものを含む。)を受ける者は、規則で定めるところにより、当該写しの作成及び送付に要する費用を負担しなければならない。

第2節 訂正

(訂正決定等の期限等)

- 第9条 訂正決定等は、訂正請求があった日の翌日から起算して 30 日以内にしなければならない。ただし、法第91条第3項の規定により補正を求めた場合にあっては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。
- 2 前項の規定にかかわらず、市の機関は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規 定する期間を 30 日以内に限り延長することができる。この場合において、市の機関は、訂正請求者に対 し、遅滞なく、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。

第3節 利用停止

(利用停止決定等の期限)

- 第10条 利用停止決定等は、利用停止請求があった日の翌日から起算して 30 日以内にしなければならない。ただし、法第99条第3項の規定により補正を求めた場合にあっては、当該補正に要した日数は、 当該期間に算入しない。
- 2 前項の規定にかかわらず、市の機関は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規 定する期間を30日以内に限り延長することができる。この場合において、市の機関は、利用停止請求者 に対し、遅滞なく、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。

第4節 審査請求

(審査請求に係る諮問)

- 第11条 開示決定等、訂正決定等、利用停止決定等又は開示請求、訂正請求若しくは利用停止請求に係る不作為について審査請求があったときは、当該審査請求に対する裁決をすべき市の機関(以下「審査庁」という。)は、法第105条第3項において準用する同条第1項の規定により、松戸市個人情報保護審議会に諮問しなければならない。
- 2 前項の規定による諮問は、法第106条第2項において読み替えて適用する行政不服審査法(平成2 6年法律第68号)第29条第2項に規定する弁明書の写しを添えてしなければならない。 (裁決)
- 第12条 審査庁は、前条第1項の規定による諮問に対する答申を受けたときは、これを尊重して、速やかに、当該審査請求に対する裁決をしなければならない。

第4章 松戸市個人情報保護審議会

第1節 設置等

(設置)

- 第13条 本市に松戸市個人情報保護審議会(以下「審議会」という。)を置く。
- 2 審議会は、委員10人以内をもって組織する。
- 3 審議会の委員は、優れた識見を有する者のうちから、市長が任命する。
- 4 審議会の委員の任期は、2 年とし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員 の任期は、前任者の残任期間とする。
- 5 審議会の委員は、職務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も、また、同様 とする。

(会長及び副会長)

- 第14条 審議会に、会長及び副会長1人を置き、委員の互選によりこれを定める。
- 2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。 (会議)
- 第15条 審議会の会議は、会長が招集し、会長がその議長となる。
- 2 審議会は、委員の過半数の出席がなければ会議を開くことができない。
- 3 審議会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。 (部会)
- 第16条 審議会は、その指名する委員3人以上をもって構成する部会で、審査請求に係る事件について 調査審議することができる。

第2節 審査請求に係る調査審議

(審議会の調査権限)

- 第17条 審議会は、必要があると認めるときは、審査庁に対し、審査請求に係る保有個人情報の提示を求めることができる。この場合においては、何人も、審議会に対し、その提示された保有個人情報の開示を求めることができない。
- 2 審査庁は、審議会から前項の規定による求めがあったときは、これを拒んではならない。
- 3 審議会は、必要があると認めるときは、審査庁に対し、審査請求に係る保有個人情報の内容を審議会 の指定する方法により分類し、又は整理した資料を作成し、審議会に提出するよう求めることができる。

4 第1項及び前項に定めるもののほか、審議会は、審査請求に係る事件に関し、審査請求人、参加人又は審査庁(以下「審査請求人等」という。)に意見書又は資料の提出を求めること、適当と認める者にその知っている事実を陳述させることその他必要な調査をすることができる。

(意見の陳述)

- 第18条 審議会は、審査請求人等から申立てがあったときは、当該審査請求人等に口頭で意見を述べる 機会を与えなければならない。ただし、審議会が、その必要がないと認めるときは、この限りでない。
- 2 前項本文の場合においては、審査請求人又は参加人は、審議会の承認を得て、補佐人とともに出頭することができる。

(意見書等の提出)

第19条 審査請求人等は、審議会に対し、意見書又は資料を提出することができる。この場合において、 審議会が意見書又は資料を提出すべき相当の期間を定めたときは、その期間内にこれを提出しなければ ならない。

(提出資料の写しの送付等)

- 第20条 審議会は、第17条第3項若しくは第4項又は前条の規定による意見書又は資料の提出があったときは、当該意見書又は資料の写し(電磁的記録にあっては、当該電磁的記録に記録された事項を記載した書面)を当該意見書又は資料を提出した審査請求人等以外の審査請求人等に送付するものとする。ただし、第三者の利益を害するおそれがあると認められるとき、その他正当な理由があるときは、この限りでない。
- 2 審査請求人等は、審議会に対し、前項の意見書又は資料の閲覧(電磁的記録にあっては、記録された 事項を審議会が定める方法により表示したものの閲覧)又は複写を求めることができる。この場合にお いて、審議会は、第三者の利益を害するおそれがあると認めるとき、その他正当な理由があるときでな ければ、その閲覧又は複写を拒むことができない。
- 3 審議会は、第1項の規定による送付をし、又は前項の規定による閲覧をさせ、若しくは同項の規定による複写をしようとするときは、当該送付又は閲覧若しくは複写に係る意見書又は資料を提出した審査 請求人等の意見を聴かなければならない。ただし、審議会がその必要がないと認めるときは、この限り でない。
- 4 審議会は、第2項の規定による閲覧又は複写について、その日時及び場所を指定することができる。 (答申書の送付等)
- 第21条 審議会は、諮問に対する答申をしたときは、答申書の写しを審査請求人及び参加人に送付する とともに、答申の内容を公表するものとする。

第3節 施策等に係る調査審議

(施策等に係る諮問)

- 第22条 市の機関は、法第129条の規定により、法第3章第3節の地方公共団体の施策を講ずる場合 その他次のいずれかに該当する場合において、個人情報の適正な取扱いを確保するため専門的な知見に 基づく意見を聴くことが特に必要であると認めるときは、審議会に諮問することができる。
 - (1) この条例の規定を改正し、又は廃止しようとする場合
 - (2) 法第66条第1項の規定に基づき講ずる保有個人情報の安全管理のための措置の基準を定めようとする場合
 - (3) 前2号の場合のほか、市の機関における個人情報の取扱いに関する運用上の細則を定めようとする場合

2 審議会は、前項の諮問に応じ、調査審議し、答申するものとする。

(特定個人情報保護評価に係る諮問)

- 第23条 市の機関は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第27条第1項に規定する特定個人情報保護評価について、審議会に諮問するものとする。
- 2 審議会は、前項の諮問に応じ、調査審議し、答申するものとする。

第4節 委任

(委任)

第24条 この章に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。 第5章 雑則

(規則への委任)

第25条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附則

(施行期日)

第1条 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

(松戸市個人情報の保護に関する条例の廃止)

第2条 松戸市個人情報の保護に関する条例(昭和63年松戸市条例第10号。以下「旧条例」という。) は、廃止する。

(経過措置)

- 第3条 次に掲げる者に係る旧条例第5条第3項の規定によるその業務に関して知り得た旧条例第2条第 1号に規定する個人情報(以下「旧個人情報」という。)を他に漏らしてはならない義務については、前条の規定の施行後も、なお従前の例による。
 - (1) 前条の規定の施行の際現に旧条例第2条第5号に規定する市の機関(以下「旧市の機関」という。) の職員である者又は前条の規定の施行前において旧市の機関の職員であった者のうち、同条の規定の 施行前において旧個人情報の取扱いに従事していた者
 - (2) 前条の規定の施行前において旧市の機関から旧個人情報の取扱いの委託を受けた業務に従事していた者及び地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項の指定管理者
- 2 前条の規定の施行の日(以下「附則第2条施行日」という。)前に旧条例第10条、第11条又は第1 1条の2の規定による請求がされた場合における旧個人情報の開示、訂正及び利用停止等については、 なお従前の例による。
- 3 次に掲げる者が、正当な理由がないのに、前条の規定の施行前において旧市の機関が保有していた個人の秘密に属する事項が記録された旧条例第2条第8号に規定する個人情報ファイル(その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。)を前条の規定の施行後に提供したときは、2年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。
 - (1) 前条の規定の施行の際現に旧市の機関の職員である者又は同条の規定の施行前において旧市の機関の職員であった者
 - (2) 前条の規定の施行前において、旧条例第15条第1項の受託業務に従事していた者又は指定管理者が行う当該管理の業務に従事していた者
- 4 前項各号に掲げる者が、その業務に関して知り得た前条の規定の施行前において旧市の機関が保有していた旧条例第20条に規定する個人情報を前条の規定の施行後に自己若しくは第三者の不正な利益を

図る目的で提供し、又は盗用したときは、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

- 第4条 附則第2条の規定の施行の際現に旧条例第14条第1項の規定により市に置かれた同条に規定す る松戸市個人情報保護審議会(以下「旧審議会」という。)の委員である者は、附則第2条施行日に、第 13条第3項の規定による任命を受けたものとみなす。
- 2 市長は、附則第2条施行日前においても、第13条第3項の規定により、審議会の委員の任命をする ことができる。この場合において、その任命を受けた委員は、附則第2条施行日において同項の規定に よる任命を受けたものとみなす。
- 3 附則第2条の規定の施行の際現に旧審議会の委員である者又は同条の規定の施行前において旧審議会 の委員であった者に係る旧条例第14条第6項の規定による職務上知ることができた秘密を漏らしては ならない義務については、附則第2条の規定の施行後も、なお従前の例による。
- 4 附則第2条施行日前に旧条例第13条第1項の規定により旧審議会にされた諮問は、審議会にされた ものとみなし、旧条例第14条第2項及び第3項の規定については、なお従前の例による。

(罰則に関する経過措置)

第5条 附則第2条の規定により旧条例の規定がその効力を失う前にした違反行為の処罰については、そ の失効後も、なお従前の例による。

(松戸市指定管理者の指定手続等に関する条例の一部改正)

第6条 松戸市指定管理者の指定手続等に関する条例(平成18年松戸市条例第24号)の一部を次のよ うに改正する。

次の表中下線の表示部分(以下改正前欄にあっては「改正前部分」と、改正後欄にあっては「改正後 部分」という。)については、次のとおりとする。

- (1) 改正前部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正前部分を当該改正後部分 に改める。
- (2) 改正前部分のみ存在するときは、当該改正前部分の文言を削る。
- (3) 改正後欄に「(削除)」と存在するときは、それに対応する改正前部分の目次、章、条、項、号 等の全てを削る。
- (4) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正前

(秘密保持義務)

(秘密保持義務)

る者(以下「従事者」という。)は、松戸市個人情 報の保護に関する条例(昭和63年松戸市条例第 10号)に従い、個人情報を適切に管理するとと もに、管理の業務を行うに当たり知り得た秘密を 他に漏らし、又は自己の利益若しくは不当な目的

に利用してはならない。指定期間が満了し、若し くは指定を取り消され、又は従事者がその職務を 退いた後も同様とする。

第13条 指定管理者又は管理の業務に従事してい|第13条 指定管理者又は管理の業務に従事してい る者(以下「従事者」という。)は、個人情報の保 護に関する法律(平成15年法律第57号)に従 い、個人情報を適切に管理するとともに、管理の 業務を行うに当たり知り得た秘密を他に漏らし、 又は自己の利益若しくは不当な目的に利用しては ならない。指定期間が満了し、若しくは指定を取 り消され、又は従事者がその職務を退いた後も同 様とする。

改正後

○ 松戸市個人情報の保護に関する条例

目次

- 第1章 総則(第1条-第3条の2)
- 第2章 個人情報の保管等に対する規制
 - 第1節 登録等(第4条・第5条)
 - 第2節 収集等(第6条-第9条)
- 第3章 個人情報の開示等(第10条―第11条の3)
- 第4章 救済手続(第12条・第13条)
- 第5章 松戸市個人情報保護審議会(第14条)
- 第6章 受託者等に対する規制(第15条・第16条)
- 第7章 雑則(第17条・第18条)
- 第8章 罰則(第19条—第22条)

附則

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、本市の個人情報の保護に関する基本的事項を定め、もつて市の機関の保有する個人情報の適正な管理を図り、市民の基本的人権を擁護することを目的とする。

(定義)

- 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。
 - (1) 個人情報 個人に関する情報であつて、次のいずれかに該当するものをいう。
 - ア 当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等(文書、図画、写真、フィルム若しくは電磁的記録(電磁的方式(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式をいう。)で作られる記録をいう。以下同じ。)に記載され、若しくは記録され、又は音声、動作その他の方法を用いて表された一切の事項(個人識別符号を除く。)をいう。)により特定の個人を識別することができるもの(他の情報と照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)
 - イ 個人識別符号が含まれるもの
 - (2) 個人識別符号 個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号。以下「個人情報保護法」 という。)第2条第2項に規定する個人識別符号をいう。
 - (3) 要配慮個人情報 個人情報保護法第2条第3項に規定する要配慮個人情報をいう。
 - (4) 個人情報の保管等 個人情報の収集、利用及び保管(公刊物によるものを除く。)をいう。
 - (5) 市の機関 市長、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評 価審査委員会、水道事業管理者、病院事業管理者、消防長及び議会をいう。
 - (6) 電子計算機処理 電子計算機を使用して行われる情報の入力、蓄積、編集、加工、修正、更新、検索、消去、出力又はこれらに類する処理をいう。
 - (7) 公文書 市の機関の職員が職務上作成し、又は取得した文書、図画、写真、フィルム若しくは電磁

的記録であつて、当該市の機関の職員が組織的に用いるものとして、当該市の機関が保有しているものをいう。ただし、新聞、雑誌、書籍その他不特定多数の者に販売することを目的として発行されるものを除く。

- (8) 個人情報ファイル 個人情報が記録されている公文書(第15条第1項の受託業務に従事する者又は指定管理者(地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項の指定管理者をいう。以下同じ。)が行う当該管理の業務に従事する者が当該業務に関し作成し、又は取得した文書、図画、写真、フィルム若しくは電磁的記録であつて、当該受託者又は指定管理者が保有しているものを含む。第20条において「公文書等」という。)のうち、一定の事務の目的を達成するために特定の個人情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したものをいう。
- (9) 特定個人情報 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)第2条第8項に規定する特定個人情報をいう。
- (10) 特定個人情報ファイル 番号法第2条第9項に規定する特定個人情報ファイルをいう。
- (11) 情報提供等記録 番号法第23条第1項及び第2項(これらの規定を番号法第26条において準用する場合を含む。)に規定する記録に記録された特定個人情報をいう。
- (12) 特定個人情報保護評価 番号法第27条第1項に規定する特定個人情報保護評価をいう。 (市の機関の責務)
- 第3条 市の機関は、思想、信条、宗教その他基本的人権を損なうおそれのある事項について、法令の定めその他正当な事由がある場合を除き、個人情報の保管等をしてはならない。
- 2 市の機関は、その所掌する事務の範囲を超えて個人情報の保管等をしてはならない。
- 3 市の機関は、個人情報の保管等をするとき又は個人情報を他に提供するときは、個人情報の保護を図るため必要な措置を講じなければならない。

(市が出資する法人等の責務)

第3条の2 本市が出資している法人その他本市の事務事業に密接な関連を有する事業を行う法人のうち 規則で定める法人は、この条例の規定に基づく本市の施策に留意しつつ、個人情報の保護を図るため必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

第2章 個人情報の保管等に対する規制

第1節 登録等

(登録等)

- 第4条 市の機関は、公文書に記録することを目的として新たに個人情報の保管等をしようとするときは、 次に掲げる事項を市長に届け出なければならない。届出事項を変更しようとするときも同様とする。
 - (1) 個人情報の保管等に係る業務の名称
 - (2) 個人情報の利用目的
 - (3) 個人情報の内容(要配慮個人情報が含まれるときは、その旨を含む。)
 - (4) その他市長が定める事項
- 2 市長は、前項の規定による届出があつた場合は、当該届出事項について登録しなければならない。
- 3 市の機関は、個人情報の保管等を中止するときは、保管する当該個人情報の記録を確実に廃棄し、登録の抹消を市長に請求しなければならない。
- 4 市長は、登録をしたとき及び登録の抹消をしたときは、速やかに第14条に定める松戸市個人情報保護審議会(以下本条から第13条までにおいて「審議会」という。)に報告しなければならない。この場合において、審議会は、登録が不適当であると認めるときは、市長に意見を述べることができる。

(適正管理)

- 第5条 市の機関は、次の各号に掲げる事項を確保するため管理者を定めるとともに必要な措置を講じな ければならない。
 - (1) 個人情報を正確に記録すること。
 - (2) 個人情報の改ざん、漏えい、滅失、紛失その他の事故を防止すること。
- 2 市長は、市の機関の個人情報の保管等の総合的な調整を図るため総括管理者を定めなければならない。
- 3 個人情報の保管等に当たる職員は、職務上知り得た個人情報を他に漏らしてはならない。その職を退 いた後も、また、同様とする。

第2節 収集等

(収集の規制)

- 第6条 市の機関は、個人情報を収集するときは、次に掲げる事項を明らかにして、当該個人から直接これを収集しなければならない。
 - (1) 個人情報の保管等に係る業務の名称
 - (2) 個人情報の利用目的
 - (3) 個人情報の内容
 - (4) 法令に基づくものは、その根拠規定
 - (5) その他市長が定める事項
- 2 市の機関は、前項の規定にかかわらず次の各号のいずれかに該当するときは、個人情報を当該個人以 外の者から収集することができる。
 - (1) 法令に定めのあるとき。
 - (2) 当該個人情報が公知のものであるとき。
 - (3) 緊急やむを得ないとき。
 - (4) その他公益上必要があると市長が審議会の意見を聴いて認めたとき。
- 3 市の機関は、前項第3号又は第4号の規定により当該個人以外の者から個人情報を収集したときは、 速やかに当該個人に通知しなければならない。

(利用及び提供の規制)

- 第7条 市の機関は、個人情報(特定個人情報を除く。)を利用目的以外の目的のために利用するとき又は 当該市の機関以外のものに提供するときは、次に掲げる場合を除き、あらかじめ当該個人の同意を得な ければならない。
 - (1) 法令に定めのあるとき。
 - (2) 会計又は業務監査のため必要とされるとき。
 - (3) 人の生命、身体又は財産の保護のためやむを得ないと認められるとき。
 - (4) その他公益上特に必要があると市長が審議会の意見を聴いて認めたとき。
- 第7条の2 市の機関は、特定個人情報を取り扱う事務の利用目的以外の目的のために特定個人情報を利用してはならない。
- 2 前項の規定にかかわらず、市の機関は、人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意があるとき又は本人の同意を得ることが困難であると認められるときは、特定個人情報を取り扱う事務の利用目的以外の目的のために特定個人情報(情報提供等記録を除く。以下この項において同じ。)を利用することができる。ただし、当該特定個人情報を特定個人情報を取り扱う事務の利用目的以外の目的のために利用することにより、本人又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれが

あると認められるときは、この限りでない。

3 市の機関は、番号法第19条各号のいずれかに該当する場合を除き、特定個人情報を提供してはならない。

(電子計算機の結合の規制)

第8条 市の機関は、個人情報を電子計算機処理するに当たつては、法令に定めのあるときを除き、国、 他の地方公共団体その他団体との通信回線により電子計算機の結合を行つてはならない。ただし、公益 上特に必要があると市長が審議会の意見を聴いて認める場合は、この限りでない。

(公表)

第9条 市長は、市の機関が電子計算機処理により行つている個人情報の保管等に係る業務のうち個人の 権利利益に重大な影響を及ぼすおそれがあるものについて、毎年1回公表しなければならない。

第3章 個人情報の開示等

(個人情報の開示)

- 第10条 何人も、市の機関に対し、公文書に記録されている個人情報の記録(当該個人のものに限る。) のうち法令の規定により非公開とされているものを除き、その開示を請求することができる。
- 2 未成年者若しくは成年被後見人の法定代理人又は本人の委任による代理人は、本人に代わつて前項の請求をすることができる。
- 3 市の機関は、第1項の請求があつた場合において、当該請求に係る個人情報の記録が次の各号のいずれかに該当するときは、当該記録を開示しないことができる。
 - (1) 個人の評価、診断、判定、相談又は選考に関するものであつて、本人に知らせないことが正当と認められるもの
 - (2) 開示することにより市の機関の公正又は適正な行政執行を妨げるおそれのあるもの
 - (3) その他公益上必要があると市長が審議会の意見を聴いて認めたもの
- 4 個人情報の記録の開示は、当該記録を閲覧に供し、又はその写しを交付することにより行うものとする。

(個人情報の訂正)

- 第11条 何人も、この条例の規定により開示を受けた個人情報の記録に誤りがあるときは、当該市の機関に対し、当該記録の訂正を請求することができる。
- 2 前条第2項の規定は、前項の規定による請求について準用する。

(個人情報の利用停止等)

- 第11条の2 何人も、この条例の規定により開示を受けた個人情報の記録(情報提供等記録を除く。以下この条において同じ。)が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、当該市の機関に対し、当該記録の利用の停止又は消去の請求をすることができる。
 - (1) 第6条の規定に違反して収集されているとき。
 - (2) 第7条又は第7条の2の規定に違反して目的外利用されているとき。
 - (3) 番号法第20条の規定に違反して収集され、又は保管されているとき。
 - (4) 番号法第29条の規定に違反して作成された特定個人情報ファイルに記録されているとき。
- 2 何人も、この条例の規定により開示を受けた個人情報の記録が第7条又は第7条の2の規定に違反して提供されていると認められるときは、当該市の機関に対し、当該記録の提供の停止の請求をすることができる。
- 3 第10条第2項の規定は、前2項の請求(以下「利用停止等の請求」という。)について準用する。

(決定等)

- 第11条の3 市の機関は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときを除き、開示の請求があつた日の翌日から起算して14日以内(訂正の請求及び利用停止等の請求にあつては30日以内)に、請求に係る決定をしなければならない。
- 2 前項に定めるもののほか、開示の手続等については、松戸市情報公開条例(平成13年松戸市条例第 30号)の規定を準用する。
- 3 市の機関は、個人情報の記録を訂正した場合において必要があると認めるときは、当該記録の提供先 (情報提供等記録にあつては、内閣総理大臣及び番号法第19条第8号に規定する情報照会者若しくは 情報提供者又は同条第9号に規定する条例事務関係情報照会者若しくは条例事務関係情報提供者(当該 訂正に係る情報提供等記録に記録された者であつて、当該市の機関以外のものに限る。)) に対し、速や かに通知するものとする。

第4章 救済手続

(審杳請求)

- 第12条 この条例による個人情報の記録の開示及び訂正の請求並びに利用停止等の請求に対する処分又はその不作為に不服のある者は、当該処分又は不作為があつたことを知つた日の翌日から起算して3か月以内に、当該市の機関に対して審査請求をすることができる。
- 2 前項の規定による審査請求については、行政不服審査法(平成26年法律第68号)第9条第1項の 規定は、適用しない。
- 第13条 市の機関は、前条の審査請求があつたときは、審議会に対し、速やかに、当該審査請求について諮問しなければならない。
- 2 市の機関は、審議会の答申を尊重し、速やかに、裁決をしなければならない。

第5章 松戸市個人情報保護審議会

- 第14条 本市に松戸市個人情報保護審議会(以下「審議会」という。)を置く。
- 2 審議会は、次に掲げる事項について諮問又は報告があつたときは、審議の上、答申し、又は意見を述べるものとする。
 - (1) 個人情報の保管等に関すること。
 - (2) 特定個人情報保護評価に関すること。
 - (3) 審査請求に関すること。
- 3 審議会は、前項に定めるもののほか、個人情報保護制度の運用について、意見を述べることができる。
- 4 審議会は、委員 10 名以内で組織し、委員は、市長が任命する。
- 5 審議会の委員の任期は、2 年とし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員 の任期は、前任者の残任期間とする。
- 6 審議会の委員は、職務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も、また、同様 とする。
- 7 前各項に規定するもののほか審議会に関し必要な事項は、規則で定める。

第6章 受託者等に対する規制

(受託者等に対する規制)

第15条 市の機関から個人情報の保管等に係る業務の委託を受けた者は、個人情報の保護につき、当該 市の機関と同様の責務を負うものとする。市の機関から個人情報の保管等を伴う業務の委託を受けた者 及び指定管理者についても、また、同様とする。

- 2 前項の受託者及び指定管理者(以下「受託者等」という。)は、個人情報の保護について必要な措置を 講じなければならない。
- 3 第5条第1項及び第2項に定める管理者は、受託者等の個人情報の管理の状況について、定期的に又は随時に検査を行うものとする。

(受託者等への指導、勧告)

第16条 市長は、受託者等に対し、個人情報の保護について必要な指導及び勧告をすることができる。 第7章 雑則

(国等への要請)

第17条 市長は、個人情報の保護を図るため必要があると認めるときは、国、他の地方公共団体等に対し、適切な措置をとるよう要請するものとする。

(委任)

第18条 この条例に定めるもののほか必要な事項は、規則で定める。

第8章 罰則

- 第19条 市の機関の職員若しくは職員であつた者又は第15条第1項の受託業務に従事している者若しくは従事していた者が、正当な理由がないのに、個人の秘密に属する事項が記録された個人情報ファイル(その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。)を提供したときは、2年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。指定管理者が行う当該管理の業務に従事している者又は従事していた者についても、同様とする。
- 第20条 前条に規定する者が、その業務に関して知り得た個人情報(公文書等に記録されているものをいう。)を自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。
- 第21条 市の機関の職員がその職権を濫用して、専らその職務の用以外の用に供する目的で個人の秘密 に属する事項が記録された文書、図画、写真、フィルム又は電磁的記録を収集したときは、1 年以下の 懲役又は50万円以下の罰金に処する。
- 第22条 偽りその他不正の手段により、開示決定に基づく個人情報の開示を受けた者は、5万円以下の 過料に処する。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、昭和64年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際、現に市の機関が保管等をしている個人情報については、この条例の規定により 保管等を行つたものとみなす。

(特別職の職員の給与及び費用弁償の支給に関する条例の一部改正)

3 特別職の職員の給与及び費用弁償の支給に関する条例(昭和31年松戸市条例第15号)の一部を次のように改正する。

別表2に次のように加える。

松戸市個人情報保護審議会委員 日額 6,700 円